

万が一の際には助け合う大規模P2P特約の実証

資料 1

申請者

株式会社justInCase（少額短期保険業者）

申請日：令和元年 6月 7日

認定日：令和元年 7月 5日

主務大臣

内閣総理大臣（金融庁）（事業所管／規制所管）

実証目的

- ・ 諸外国では、特定のリスクに対してメンバーが少額を拠出しあい、**相互扶助によりリスクをカバー**する「**P2P型保険**」が注目されており、中国の相互宝は「保険料を事故発生後に保険加入者で負担する新しい保険」として成功を収めている。
- ・ **保険料を事後的に徴収する保険スキームは、国内ではその実例がない**のが現状である。本実証を通じて本保険スキームが公平妥当であることを証明するとともに、我が国においても運営可能であることを確認し、**InsurTechの先駆け**となることを目指す。

実証計画

- ・ **がん保険をP2P型保険となるよう改良した少額の保険商品**を、スマホ等から簡単に加入できるようオンラインで販売する。
- ・ 本実証におけるP2P型保険は、実際に支払われた保険金総額を契約者数で除したものをベースとして、**保険料を事後的に徴収するもの**である。
- ・ また、保険金を支払うことによりはじめて保険契約の維持・管理をするための費用を保険会社が徴収できる仕組みとすることで、**保険契約者と保険会社の利害を一致**させ、従来とは異なった保険契約者と保険会社との関係性を構築するものである。
- ・ 以上を「**保険料を事故発生後に保険加入者で負担する**」本邦初の**P2P型保険スキームとして提供**し、従来の保険商品と大きく異なる本商品が運営可能であるか否かを実証する。

課題となった主な規制について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

○保険業法

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(略)

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

(略)

□ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

リスクプールにおいて年齢階級ごとに保険金額を設定することで、一定程度のリスク調整を行い、その上でP2P型保険による相互扶助の効果を取り入れることから、加入者間の公平性は担保される。

(略)

二 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

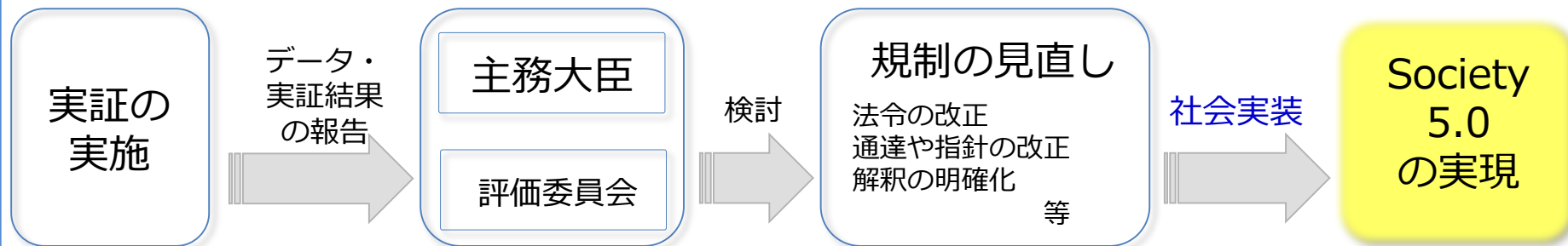
本実証においては、保険金に上限額を設定した上で、一定額の危険差損を超えた場合には、実証を中止する措置を講じることにより、過大な危険の引き受けを行うものではない。

(参考) 規制のサンドボックス制度の仕組み

- 生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行。以下「法」という。）に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設されました。
- 本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

【認定後の流れ】

- 実証計画に基づく実証の終了後、当該実証計画に規定された新技術等関係規定を所管する大臣は、法第20条に基づき、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における同様の規制の状況、技術の進歩の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされています。
- また、革新的事業活動評価委員会（「評価委員会」）は実証の終了後、当初の評価どおりに当該実証が革新的事業活動の実施につながったかどうかの確認を行います。



- ◇ 実証結果を踏まえ、主務大臣が規制の見直しを検討
- ◇ 新たな技術やビジネスモデルの速やかな社会実装